

## 役員等報酬・費用弁償等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 小桜保育園の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

### (定義)

第2条 役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

### (業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用の弁償)

第4条 前条1号から3号の業務の場合は、費用弁償として1日あたり5,000円を支給できるものとする。

- 2 旅費については、「社会福祉法人小桜保育園旅費規程」を準用し、別途支給する。
- 3 旅費は、原則として受給者の住所地を基点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人小桜保育園旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

### (支給日)

第5条 役員等の費用弁償の支給は、その都度支給する。

### (適用除外)

第6条 施設職員であつて法人役員を兼務する者については、第2条1号から3号の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

### (その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

### 付 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。